



「身体拘束」 について

ショートステイ・ゆきよし とやの
副所長 嶋津 歩

平成27年4月版 介護報酬の解釈

指定基準編

P.203

9 短期入所 生活介護 (運営基準)



抜粋

はならない。

- 4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。 ◆
- 5 指定短期入所生活介護事業者は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 ◆
- 6 指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- ③ 同条第4項及び第5項は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。
なお、居宅基準第139条の2第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。



身体拘束ゼロの時代へ

- ➡ 「身体拘束ゼロ作戦」
- ➡ 人権擁護と高齢者のQOLの保持

1. わが国における身体拘束の克服

➡ 1999年 厚生省令で身体拘束禁止を規定

省令

サービスの提供にあたっては

当該利用者は他の利用者等の生命又は

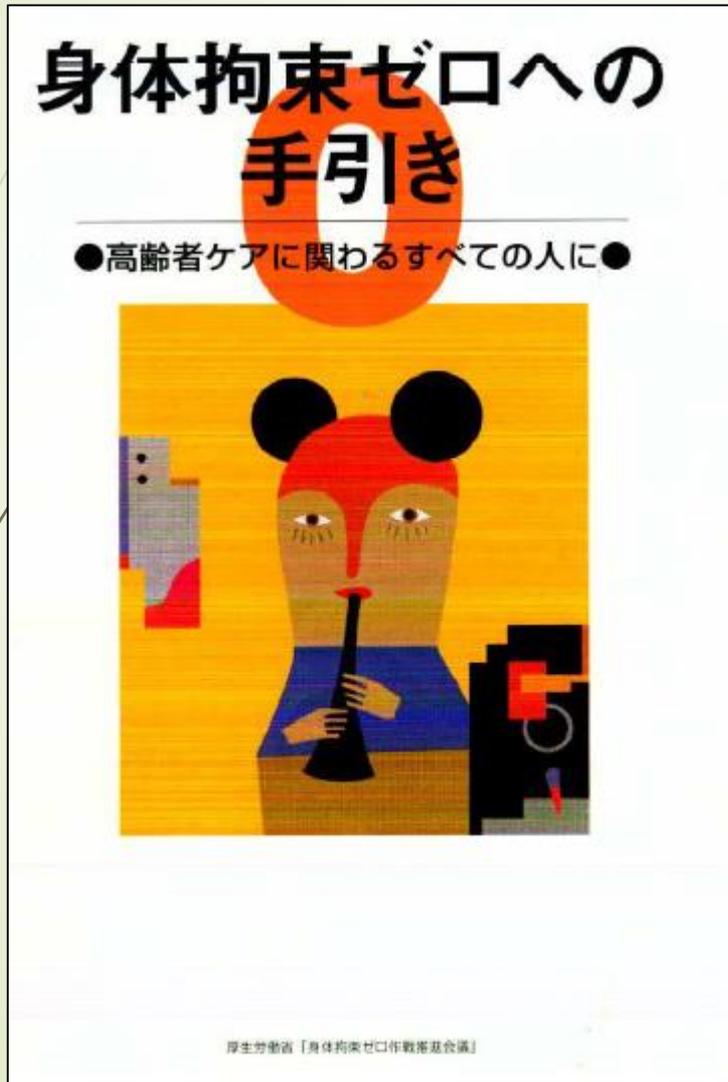
身体を保護するため

緊急やむを得ない場合を除き

身体拘束その他利用者の行動を制限する行為

を行ってはならない。

身体拘束ゼロへの手引き



2001.3

発行

厚生労働省

「身体拘束ゼロ
作戦推進会議」

2. 身体拘束とは何か

- 身体拘束に関連した用語
 - 抑制、行動制限
 - 虐待、不適切なケア
- 身体拘束の範囲
 - 物理的拘束
 - 薬物的拘束
- 心理的拘束

※介護保険指定基準において禁止の対象となる具体的行為（11例）

- ①徘徊しないように、車椅子や椅子、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢を紐等で縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
- ④点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。

- 
- ⑤点滴、経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ⑥車椅子や椅子からずり落ちたり、立ち上がったたりしないように、Y字型抑制帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
 - ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する。

- 
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢を紐等で縛る。
 - ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
 - ⑪自分の意志で開けることのできない居室等に監禁する。



3. 身体拘束の弊害①

身体的弊害

- 関節拘縮
- 筋力低下
- 食欲低下
- 心肺機能の低下
- 転倒・転落事故

3. 身体拘束の弊害②

精神的弊害

- 不安・抑うつ・怒り・屈辱
- QOLの低下
- 認知症の悪化
- 家族の動揺・後悔・罪悪感
- 医療・看護・介護職のうしろめたさ・意欲低下

3. 身体拘束の弊害③

社会的弊害

- 病院、介護施設の社会的評価の低下
- 認知症への社会的誤解
- さらなる医療的処置による経済的損失

4. 身体拘束の克服の視点

- 医療・看護・介護の視点
望ましい適切なケアのために
- 倫理の視点
その人らしい生活を送れるために
- 法的な視点
犯罪にならないために
- 人権の視点
人権を侵害しないために
- 尊厳の視点
尊厳ある人間のために

5. 身体拘束廃止のために ○● 5つの方針 ●○

1. トップが決意し、施設や病院が一丸となって取り組む。
2. みんなで議論し、共通の認識を持つ。
3. 身体拘束を必要としない状態の実現を目指す。
4. 事故のない環境を整備し、柔軟な応援態勢を確保する。
5. 常に代替的な方法を考え、身体拘束する場合は極めて限定的に。



6. 身体拘束をせずにケアを行うために

○● 3つの原則 ●○

- 身体拘束を誘発する原因を探り除去する
- 5つの基本的ケアを徹底する
- 身体拘束廃止をきっかけに「よりよいケア」の実現を



7. 緊急やむを得ない場合の 3要件（すべて！）

- 緊急やむを得ない場合とは
 - 切迫性
 - 非代替性
 - 一時性
- 指示と観察と記録（義務）



ご清聴ありがとうございました。

参考文献：身体拘束ゼロへの手引き

厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」